

# 危機に備えた弾圧強化こそ本質

# 特措法、感染症法改悪を糾弾する



ボルソナロ政権のデタラメなコロナ対策に抗議し自動車デモを行うブラジル人民

## 国民に犠牲と負担、与党は遊興三昧 与党を助ける立民の責任は重大



第1595号  
2021年  
2月5日  
定価1部300円  
定期購読  
半年 5400円  
1年 10000円  
振替番号  
00140-5-95121

日本労働党中央委員会  
発行所  
労働新聞社  
編集発行人  
高橋 信

本社 〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋4丁目  
1-5 ボザール飯田橋2階  
電話 03-3265-6506(代)  
FAX 03-3265-6507

北海道支社 〒001-0033  
札幌市北区北33条西6丁目  
1 10 206  
電話 011-558-4441

関西支社 〒532-0011  
大阪市淀川区西中島5-8-29  
チサン第3新大阪501号  
電話 06-6586-9920

九州支社 〒812-0042  
福岡市博多区豊1-3-8-302  
電話 092-483-1344

労働党ホームページ  
<http://japanlabor.party/>  
Eメールアドレス  
shinbun@japanlabor.party

### 主な記事

解説／バイデン新政権「戒厳下」で発足……………	2面
党近畿地方委員会などが新春講演会……………	4面～5面
新春地方議員・候補者メッセージ(2)……………	6面

インフルエンザ特別措置法や感染症法などの改定案が二月三日、参議院本会議で可決・成立した。自民党、公明党の与党に加え、立憲民主党、日本維新の会が賛成した。

これに先立ち、東京など十都府県を対象に「緊急事態宣言」を一カ月延長することが決まった。わが党は、本改悪法案の成立と宣言延長を糾弾する。

特措法・感染症法などの改悪案はいかなるものか。感染症法改悪案において、入院や感染経路の調査を拒否した人には、行政罰としての過料が課される。当初案にあった刑事罰(懲役)は撤回されたが、「罰則による強制」という性格は不変である。「百万円の罰金が五十万円の過料に引き下げられた」ことなど、気休めにもならない。

しかも、入院できずに自宅で亡くなる患者が多数いる事態を放置したまま、

「自宅療養」に法的根拠を与えて行政の怠慢を免罪している。さらに、病床増の「協力勧告」に応じない病院名を公表する規定がある。これまた、病院経営の苦境と医療関係者の困難を放置したままである。

特措法に新設される「まん延防止等重点措置」も問題である。政府・都道府県知事が期間と地域、特定の事業者を定めて命令できるようにするもので、これまた「過料付き」である。現在、政府が飲食店を「狙い撃ち」にしていることに典型だが、行政の恣意(し)的運用や拡大解釈によって、「営業の自由」をはじめとする国民の権利を制限する憲法違反のシロモノがある。事業者への「財政支援」は明記されたものの範囲や程度はいまのまま、国民生活への支援が義務化されたというには程遠い。

いま政府に求められているのは、感染拡大防止のために医療・検査体制を充実させることである。コロナ禍でますます苦境にある国民、中小零細業者などに手厚い給付を行い、助けることである。厚労省の厚生科学審議会・感染症部会でも、罰則導入には反対多数であった。

政府・与党は、こうした対策さえきわめてなおざりなまま、国民に責任を転嫁して罰則を課す法改悪を強行したのである。しかも、少なからぬ与党議員が「会食」を繰り返している実態が暴露された。

国民には「自粛」などさまざまな負担を強い、ろくな補償も行わないまま、自らは遊興三昧である。これこそ、国民の命と健康を顧みない、菅政権・与党の正体である。

断じて許しがたい事態で、国民の批判が集まり政権支持率が低下しているのは当然である。政府・支配層がこの悪法の成立を急ぐのはなぜか。リーマン・ショック後の危機は、コロナ禍によっていちだんと深刻化している。各国内で階級矛盾が深まり、労働者・人民は支配層・現政権への不満を高めている。その勢いは既存政党・政治構造の枠内にとどまらず、いわゆる「ポピュリズム政党」への支持、さらには大衆行動の激化となつてあらわれている。帝国主義者、各国支配層は人民の抵抗を抑えつけ、政治支配を維持する衝動を強めている。各国はますます「軍事監獄」化する。わが国管政権も同様である。インフルエンザ特措法や感染症法などの改悪による罰則導入は、デジタルトランスフォーメーション(DX)を掲げたマイナンバーカードの普及などと並び、わが国支配層の危機対応策の一環である。